

入院基本料に基準に関する事項

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者様に関する入院診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。

また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、医療の意思決定支援（※）、及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

※医療の意思決定支援とは・・・

医療の意思決定支援とは、患者が自身の医療やケアについて、十分な情報に基づいて主体的に決定できるよう、医療従事者や家族などがサポートすることです。患者の意思を尊重し、可能な限り患者自身が納得のいく選択ができるように支援します。

↓厚生労働省のガイドライン

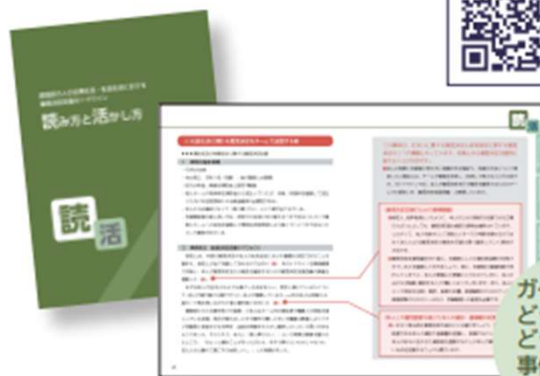
当院では、『人生の最終段階における医療・ケアの意思決定支援に関する指針』に基づき患者様およびご家族様への意思決定支援を行っております。

詳しくは、病棟スタッフまたは、受付へお問い合わせください。

意思決定支援やガイドラインをもっと知りたい

ガイドラインをくわしく解説してほしい(ガイドライン補助資料)

意思決定支援ガイドラインの読み方と活かし方



ガイドラインをどう読んで、どう活かすか、事例に沿って分かりやすく

令和7年8月1日



社会医療法人 協和会
北大阪病院
KITAOSAKA HOSPITAL